

# 兵庫県公報

令和6年8月9日 金曜日 号 外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

病院局公告	ページ
○ 退職手当支給制限処分 .....	1

## 病院局公告

### 退職手当支給制限処分

職員の退職手当に関する条例第15条第1項により、一般の退職手当等の全部を支給しない。

退職をした者の氏名 ● ● ● ●

退職時の所属 兵庫県立丹波医療センター

退職年月日 令和6年8月9日

支給制限処分の理由 地方公務員法第29条第1項の規定による懲戒免職処分を受けて退職したため

教示 この処分の取消しの訴えは、行政事件訴訟法の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に兵庫県を被告として（被告を代表する者は兵庫県病院事業管理者）提起することができる（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過するとこの処分の取消しの訴えを提起することはできない。）。

令和6年8月9日

兵庫県病院事業管理者 杉村 和朗